

自動車整備業における リスクアセスメントマニュアル

 厚生労働省・中央労働災害防止協会

協力 社団法人日本自動車整備振興会連合会

目 次

はじめに	1
第1章 総論	
1 自動車整備業における労働災害の発生状況	4
2 労働安全衛生法について	10
3 事業場の安全衛生管理体制について	12
4 危険性又は有害性から労働災害（健康障害を含む）へ	18
5 労働災害の発生と企業の責任について	20
6 第11次労働災害防止計画について	23
第2章 リスクアセスメントの基本	
1 リスクアセスメントの実施は、努力義務	26
2 法改正による取り組みの促進	28
3 リスクアセスメントとは	35
4 リスクアセスメントの目的と導入による効果	36
5 リスクとは	37
第3章 リスクアセスメントの実施手順	
リスクアセスメントの導入・実施手順	40
ステップ1 実施体制	41
ステップ2 実施時期	43
ステップ3 情報の入手	45
ステップ4 危険性又は有害性の特定	47
ステップ5 リスクの見積り	50
ステップ6 リスク低減措置の検討及び実施	53
ステップ7 リスクアセスメント実施状況の記録と見直し	57
第4章 リスクアセスメント導入のための資料集	
1 リスクアセスメント実施スケジュールの例	60
2 リスクアセスメントの実施体制	61
3 リスクアセスメント実施手順書	62
4 リスクアセスメントに関する教育	72
5 自動車整備業における危険性又は有害性と 発生のおそれのある災害の例	73
6 リスクの見積り手法と評価基準	85
7 リスク低減措置と災害防止対策	102
8 リスクアセスメントの実施事例	105

第5章 リスクアセスメントの体験

リスクアセスメントの体験シナリオ	122
体験1 危険性又は有害性の特定	123
体験2 リスクの見積り	123
体験3 リスク低減措置の検討	125

参考資料

1 自動車整備業における作業環境改善の手法について	130
2 危険性又は有害性等の調査等に関する指針	140
3 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針	164

はじめに

我が国における労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向にありますが、サービス経済化の進展等に伴い、労働災害に占める第三次産業の割合は年々増加しています。

このような背景を踏まえ、厚生労働省では平成 19 年度から第三次産業を対象とした「危険性又は有害性等の調査等の実施促進のための支援事業」を実施しております。この事業は、事業場の自主的な活動により安全衛生水準を向上させ、労働者の危険又は健康障害を防止することを目的にしています。具体的には、職場に潜む危険性又は有害性を特定し、それぞれのリスクを見積もり、その大きさに応じてリスクの低減措置を講じていく手法（危険性又は有害性等の調査等：リスクアセスメント）の実施を促進するものです。

労働災害防止を目的としたリスクアセスメントについては、労働安全衛生法の改正により平成 18 年 4 月からその実施が努力義務化されました。また、平成 20 年に策定された厚生労働大臣の第 11 次労働災害防止計画（計画期間：平成 20 年～24 年）においても、その実施促進が強く打ち出されています。

本年度は、「第三次産業の労働災害防止対策推進事業」として第三次産業の一つである『自動車整備業』を対象として、事業場における安全衛生水準の向上と労働災害のより一層の減少を図るため、当該業界団体である社団法人日本自動車整備振興会連合会のご協力をいただき、リスクアセスメントの実施促進を図るために必要な資料として本マニュアルを作成しました。

本マニュアルが多くの関係事業場で活用され、労働災害の防止の一助になれば幸いです。